

生駒市条例第 27 号

生駒市社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 1 日

生駒市長 山下 真

生駒市社会教育委員に関する条例等の一部を改正する条例

(生駒市社会教育委員に関する条例の一部改正)

第 1 条 生駒市社会教育委員に関する条例(昭和 56 年 7 月生駒市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中「10 人」を「15 人以内」に改める。

(生駒市公民館条例の一部改正)

第 2 条 生駒市公民館条例(昭和 56 年 7 月生駒市条例第 21 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条を次のように改める。

第 5 条 削除

第 8 条第 1 号中「法」を「社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)」に改める。

(生駒市図書館条例の一部改正)

第 3 条 生駒市図書館条例(昭和 61 年 10 月生駒市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条中「。以下「法」という。」を削る。

第 5 条から第 8 条までを削り、第 9 条を第 5 条とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。